



2022年3月1日

各 位

東京都港区芝五丁目33番1号
会社名：森永乳業株式会社
代表者：取締役社長 大貫 陽一
(コード：2264、東証第1部)
問合せ先：広報IR部長 山田 拓
TEL(03)3798-0126

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得結果および終了並びに
主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は2022年2月28日にお知らせした自己株式の取得につき、本日下午記のとおり買付けを行いましたのでお知らせいたします。なお、今回の取得をもちまして、2022年2月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので併せてお知らせいたします。

また、上記自己株式取得の結果、2022年3月1日付で、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることになりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得結果

1. 取得の理由

当社は、当社の主要株主である筆頭株主の森永製菓株式会社より、同社が保有する当社普通株式について売却の意向を有している旨の連絡を受けました。当社として、同社の保有する当社株式が一時に市場に放出されることによる当社株式の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することは、市場への影響を回避することに加えて、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策にも資するものであると判断しました。

森永製菓株式会社と森永乳業株式会社は株式保有比率にかかわらず、今後も変わらず「森永」ブランドを共有し、持続的成長による中長期的な価値向上、営業取引における取組強化を推進し良好な関係を継続してまいります。

2. 取得の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	4,300,000 株
(3)取得価額	24,768,000,000 円（1株につき 5,760 円）
(4)取得日	2022 年 3 月 1 日
(5)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. その他

当社は、森永製菓株式会社より、保有する当社株式の一部（4,300,000 株）を売却した旨の連絡を受けております。

（ご参考）自己株式の取得に関する決議内容（2022 年 2 月 28 日公表分）

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	4,400,000 株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 8.9%）
(3)株式の取得価額の総額	26,400,000,000 円（上限）

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じた経緯

上記 I に記載する自己株式の取得に際し、当社の主要株主である筆頭株主の森永製菓株式会社より、その保有する当社株式の一部（4,300,000 株）を売却した旨の連絡を受けております。これにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることとなりましたので、お知らせいたします。

2. 異動が生じた株主の概要

主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)名称	森永製菓株式会社
(2)所在地	東京都港区芝五丁目 3 3 番 1 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 太田 栄二郎
(4)事業内容	食品製造業
(5)資本金	18,612 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の株（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合(注2)	大株主順位 (注3)
異動前	62,897 個(注1) (6,289,777 株)	12.76%	第2位 (注4)
異動後	19,897 個(注1) (1,989,777 株)	4.42%	第4位

(注1)異動前および異動後の議決権の数（所有株式数）には、退職給付信託分
10,400 個（1,040,000 株）を含めております。

(注2)総株主の議決権の数に対する割合は、2021年12月31日現在の株主名簿を
基準としております。

2021年12月31日現在の発行済株式総数	49,845,343 株
議決権を有しない株式として発行済株式数から控除した株式数（異動前）	562,543 株
議決権を有しない株式として発行済株式数から控除した株式数（異動後）	4,862,543 株

(注3)大株主順位は、2021年12月31日現在の株主名簿を基準としております。

(注4)大株主順位第1位の日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）が所有
する株式は信託業を営む者が信託財産として所有する株式であり主要株主でな
いと判断しております。

4. 今後の見通し

当社と森永製菓株式会社との取引関係は、本件によって特筆すべき影響が生じるも
のではありません。

以上